



第六回 市議会定例会

平成十六年第六回市議会定例会は、十一月二十五日に開会し、平成十六年度土岐市一般会計補正予算など十七議案を議決し、十二月二十日に閉会しました。
今議会で議決された議案などは、次の通りです。

予算関係

▽平成十六年度土岐市一般会計補正予算第四号(補正額二百五十万円)

▽同国民健康保険特別会計補正予算・第一号(補正額一億七千四百四十二千円)

▽同介護保険特別会計補正予算・第二号(補正額八百八十九万六千円)

条例関係

▽土岐市収入役事務兼掌条例
▽土岐市職員の公益法人等への派遣等に関する条例等の一部改正

▽土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正
▽土岐市税条例の一部改正
▽土岐市小口融資条例の一部改正

▽土岐市消防団中核拠点施設の設置及び管理に関する条例

の一部改正

その他

▽土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合規約の変更
▽東濃農業共済事務組合規約の変更

決算認定

▽平成十五年度土岐市病院事業会計決算認定
▽同水道事業会計決算認定

人事案件

▽人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること

請願

▽食品安全行政の充実を求める国への意見書提出についての請願書

議員提出

▽決算特別委員会の設置

▽食品安全行政の充実を求める国への意見書

継続審議

▽平成十五年度土岐市一般会計決算認定

▽同曾木地区市有林管理特別会計決算認定

▽同下水道事業特別会計決算認定

▽同交通災害共済特別会計決算認定

▽同国民健康保険特別会計決算認定

▽同自動車駐車場事業特別会計決算認定

▽同老人保健特別会計決算認定

▽同介護保険特別会計決算認定

▽同農業集落排水事業特別会計決算認定

償却資産の申告は1月31日までにお願いします

平成17年1月1日現在で、市内に償却資産を所有している方は、申告が必要となります。

申告期限は1月31日(月)ですが、お早めをお願いします。税務課資産税係へ郵送、または直接提出してください。

償却資産とは

法人や個人で事業を営む方が、事業のために使用している構築物(看板、舗装など)、機械・装置、運搬具、備品などの資産を指します。

償却資産の要件と範囲

土地・家屋以外の事業用資産のうち、税務会計上、減価償却の対象となる有形固定資産が償却資産です。ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる資産、営業権・特許権などの無形固定資産を除きます。

申告方法

前年度も申告をされた方は増減資産の申告を、新規で申告される方は全資産の申告を所定の用紙で提出してください。

償却資産に関するお問い合わせは、税務課資産税係(内線176~179)へどうぞ。